

さいたま市公共建築工事積算基準

新旧対照表

令和6年4月改定

新

旧

備考

<p>さいたま市公共建築工事積算基準 令和6年4月</p>	<p>さいたま市公共建築工事積算基準 令和3年4月</p>	<p>改定年月の変更</p>
<p>さいたま市公共建築工事積算基準 目次 別紙 別表1～別表22 10</p>	<p>さいたま市公共建築工事積算基準 目次 別紙 別表1～別表22 9</p>	
<p>(共通仮設費の算定) 第10 (1) 共通仮設費は、別表-1の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく直接工事費に対する比率(以下「共通仮設費率」という。)により算定する。 ただし、共通仮設費率を算定する場合の直接工事費には、処分費を含まないものとする。</p>	<p>(共通仮設費の算定) 第10 (1) 共通仮設費は、別表-1の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく直接工事費に対する比率(以下「共通仮設費率」という。)により算定する。 ただし、共通仮設費率を算定する場合の直接工事費には、<u>発生材</u>処分費を含まないものとする。</p>	
<p>(共通仮設費の算定) 第10 (3) 共通仮設費率に含まれる内容及び積み上げ内容は別表-1の各項区分による。 <u>ただし、設計図書に基づく以下の費用は含まれない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>現場環境改善費</u> ・ <u>工事場所以外の屋外整理清掃費</u> ・ <u>新たな施策等の試行による特別な費用</u> 	<p>(共通仮設費の算定) 第10 (3) 共通仮設費率に含まれる内容及び積み上げ内容は別表-1の各項区分による。 (追 加)</p>	
<p style="text-align: center;">(削 除)</p>	<p>(共通仮設費の算定) 第10 (6) <u>建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の発注において、通常の建物本体工事(以下「一般工事」という。)に、一般工事に含まれない別表-22に示す工事等(以下「その他工事」という。)を含ませて発注する場合は、一般工事とその他工事の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定し、その他工事の共通仮設費は別途算定する。</u> <u>なお、積み上げによる共通仮設費は一般工事の共通仮設費とし、一般工事の純工事費とその他工事の純工事費に区分するものとする。</u></p>	<p>その他工事廃止に伴い削除</p>

新

旧

備考

<p>(共通仮設費の算定)</p> <p>第10(6)昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者に単独発注する場合は、別途共通仮設費を算定する。</p>	<p>(共通仮設費の算定)</p> <p>第10(7)その他工事を単独で発注する場合並びに電気設備工事及び機械設備工事の発注において、労務費の比率が著しく少ない工事を発注する場合は、別途共通仮設費を算定する。</p>	<p>その他工事廃止に伴い修正</p>
<p>(共通仮設費の算定)</p> <p>第10(7)設計変更における共通仮設費の算定については、当初設計で積み上げにより算定した場合は、積み上げにより算定し、比率により算定した場合は、比率により算定するものとする。</p>	<p>(共通仮設費の算定)</p> <p>第10(8)設計変更における共通仮設費の算定については、当初設計で積み上げにより算定した場合は、積み上げにより算定し、比率により算定した場合は、比率により算定するものとする。</p>	
<p>(共通仮設費の算定)</p> <p>第10(8)別表-1のうち建築工事において、監理事務所を設けない場合は、共通仮設費率を補正する。</p>	<p>(共通仮設費の算定)</p> <p>第10(9)別表-1のうち建築工事において、監理事務所を設けない場合は、共通仮設費率を補正する。</p>	
<p>(現場管理費の算定)</p> <p>第11 現場管理費の算定方法は次のとおりとする。</p> <p>(1)現場管理費は、別表-2の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく純工事費に対する比率(以下「現場管理費率」という。)により算定する。</p> <p>ただし、現場管理費率を算定する場合の純工事費には、処分費を含まないものとする。</p>	<p>(現場管理費の算定)</p> <p>第11 現場管理費の算定方法は次のとおりとする。</p> <p>(1)現場管理費は、別表-2の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく純工事費に対する比率(以下「現場管理費率」という。)により算定する。</p> <p>ただし、現場管理費率を算定する場合の純工事費には、発生材処分費を含まないものとする。</p>	

新

旧

備考

<p>(現場管理費の算定)</p> <p>第11</p> <p>(削 除)</p> <p>(6) <u>昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者に単独発注する場合は、別途現場管理費を算定する。</u></p> <p>(7) 設計変更における現場管理費の算定については、当初設計で積み上げにより算定した場合は、積み上げにより算定し、比率により算定した場合は、比率により算定するものとする。</p>	<p>(現場管理費の算定)</p> <p>第11 <u>(6) 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の発注において、一般工事にその他工事を含ませて発注する場合は、一般工事とその他工事の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定し、その他工事の現場管理費は別途算定する。</u></p> <p><u>(7) その他工事を単独で発注する場合並びに電気設備工事及び機械設備工事の発注において、労務費の比率が著しく少ない工事を発注する場合は、別途現場管理費を算定する。</u></p> <p>(8) 設計変更における現場管理費の算定については、当初設計で積み上げにより算定した場合は、積み上げにより算定し、比率により算定した場合は、比率により算定するものとする。</p>	<p>その他工事廃止に伴い削除</p>
<p>(一般管理費等の算定)</p> <p>第12 (3) <u>昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者に単独発注する場合は、別途一般管理費等を算定する。</u></p>	<p>(一般管理費等の算定)</p> <p>第12 (3) <u>その他工事を単独で発注する場合並びに電気設備工事及び機械設備工事の発注において、労務費の比率が著しく少ない工事を発注する場合は、別途一般管理費等を算定する。</u></p>	<p>その他工事廃止に伴い削除</p>
<p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>第1 <u>この基準は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(適用)</u></p> <p>第2 <u>この基準による改正後のさいたま市公共建築工事積算基準は令和6年4月1日から適用する。</u></p> <p><u>(従前の基準類の取り扱い)</u></p> <p>第3 <u>施行日において、既に契約済みの工事における設計変更等の取り扱いについては、従前の例による。</u></p>	<p>(追 加)</p>	<p>附則の追加</p>

新

旧

備考

別表一 1 共通仮設費			別表一 1 共通仮設費			国交省改定に伴い 修正
項目	共通仮設費の内容		項目	共通仮設費の内容		
	イ. 共通仮設費率に含まれる内容	ロ. 積み上げ内容		イ. 共通仮設費率に含まれる内容	ロ. 積み上げ内容	
準備費	敷地整理（新営の場合）、道路占有・使用料、その他の準備に要する費用	敷地測量に要する費用、仮設用借地料、警備会社支給機器の一時停止及び復旧に関する費用	準備費	敷地整理（新営の場合）、道路占有料、その他の準備に要する費用	敷地測量に要する費用、仮設用借地料、警備会社支給機器の一時停止及び復旧に関する費用	
仮設建物費	監理事務所（敷地内）【建築工事に限る】、現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用	監理事務所（敷地内）【各設備工事に限る】、宿舍 設計図書による現場環境改善費用	仮設建物費	監理事務所（敷地内）【建築工事に限る】、現場事務所（敷地内）倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用	設計図書によるメ-ツアップに要する費用 監理事務所（敷地内）【各設備工事に限る】、宿舍	
工事施設費	場内通信設備等の工施用施設に要する費用	仮囲い、工施用道路、歩道構台 設計図書による現場環境改善費用	工事施設費	場内通信設備等の工施用施設に要する費用	仮囲い、工施用道路、歩道構台 設計図書によるメ-ツアップに要する費用	
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用。隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用【建築工事に限る】。台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なものの費用	交通誘導・安全管理等の要員に要する費用	環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用	安全管理・合図等の要員に要する費用	
動力用水光熱費	工施用電気設備及び工施用給排水設備に要する費用並びに工施用電気・水道料金等	本受電後の電力基本料金	動力用水光熱費	工施用電気設備及び工施用給排水設備に要する費用並びに工施用電気・水道料金等	本受電後の電力基本料金	
屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分に要する費用	除雪に要する費用	屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用	除雪に要する費用	
機械器具費	測量機器、雑機械器具に要する費用	揚重機械器具に要する費用	機械器具費	共通的な工施用機械器具（測量機器、雑機械器具）に要する費用	共通的な工施用機械器具（揚重機械器具）に要する費用【建築工事に限る】	
情報システム費		情報共有、遠隔臨場、BIM、その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用				
その他	公共建築工事標準仕様書に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験費、その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用	現場環境改善費、工事場所以外の屋外整理清掃費、新たな施策等の施行による特別な費用	その他	コンクリートの圧縮試験費、鉄筋の圧接試験費、その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用		

新

旧

備考

別表一 2 現場管理費		別表一 2 現場管理費		国交省改定に伴い 修正
項目	現場管理費の内容	項目	現場管理費の内容	
労務管理費	現場雇用労働者（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者）及び現場労働者（再下請を含む下請契約に基づき現場労働に従事する労働者）の労務管理に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 募集及び解散に要する費用 ・ 慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・ 純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・ 賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・ 安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・ 労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用 	労務管理費	現場雇用労働者（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者）及び現場労働者（再下請を含む下請契約に基づき現場労働に従事する労働者）の労務管理に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 募集及び解散に要する費用 ・ 慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・ 純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・ 賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・ 安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・ 労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用 	
租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用	租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用	
保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険、法定外の労災保険及びその他の損害保険の保険料	保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料	
従業員給料手当	現場従業員（元請企業の社員）及び現場雇用従業員（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する従業員）並びに現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与、外注人件費（「施工図等作成費」を除く。）に要する費用	従業員給料手当	現場従業員（元請企業の社員）及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与	
施工図等作成費	施工図・完成図等の作成に要する費用	施工図等作成費	施工図等を外注した場合の費用	
退職金	現場従業員に対する退職給付引当金繰入額及び現場雇用従業員、現場雇用労働者の退職金	退職金	現場従業員に対する退職給付引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金	
法定福利費	現場従業員、現場雇用従業員、現場雇用労働者及び現場労働者に関する次の費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場従業員、現場雇用従業員及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額 ・ 現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額 ・ 建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金 	法定福利費	現場従業員、現場雇用労働者及び現場労働者に関する次の費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場従業員、現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額 ・ 現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額 ・ 建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金 	
福利厚生費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用	福利厚生費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用	
事務用品費	事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真・完成写真代等の費用	事務用品費	事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用	
通信交通費	通信費、旅費及び交通費	通信交通費	通信費、旅費及び交通費	
補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く	補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。	
その他	会議費、式典費、工事実績の登録等に要する費用、各種調査に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用	その他	会議費、式典費、工事実績の登録等に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用	

新

旧

備考

<p>別表一5 共通仮設費率（新営建築工事）</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">共通仮設費率^(注1)</td> <td>$Kr = \text{Exp}(3.346 - 0.282 \times \log_e P + 0.625 \times \log_e T)$^(注2・3)</td> </tr> <tr> <td>Kr：共通仮設費率（%）^(注4)</td> </tr> <tr> <td>P：直接工事費（千円）</td> </tr> <tr> <td>T：工期（か月）</td> </tr> </table> <p>(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}(\)$は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。eは、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $10,000$（千円） $\leq P \leq 5,000,000$（千円） (注4) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	共通仮設費率 ^(注1)	$Kr = \text{Exp}(3.346 - 0.282 \times \log_e P + 0.625 \times \log_e T)$ ^(注2・3)	Kr：共通仮設費率（%） ^(注4)	P：直接工事費（千円）	T：工期（か月）	<p>別表一5 共通仮設費率（新営建築工事）</p> <table border="1"> <tr> <td>直接工事費</td> <td>1千万円以下</td> <td>1千万円を超える</td> </tr> <tr> <td>上限</td> <td>4.33%</td> <td>$5.78 \times P^{-0.0313}$</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費率</td> <td colspan="2">共通仮設費率算定式により算定された率</td> </tr> <tr> <td>下限</td> <td>3.25%</td> <td>$4.34 \times P^{-0.0313}$</td> </tr> </table> <p>算定式 $Kr = 7.56 \times P^{-0.1105} \times T^{0.2389}$ ただし、Kr：共通仮設費率（%） P：直接工事費（千円）とし、1千万円以下の場合は、1千万円として扱う T：工期（か月） 注1 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2 Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	直接工事費	1千万円以下	1千万円を超える	上限	4.33%	$5.78 \times P^{-0.0313}$	共通仮設費率	共通仮設費率算定式により算定された率		下限	3.25%	$4.34 \times P^{-0.0313}$	<p>国交省改定に伴い 算定式変更</p>
共通仮設費率 ^(注1)		$Kr = \text{Exp}(3.346 - 0.282 \times \log_e P + 0.625 \times \log_e T)$ ^(注2・3)																	
		Kr：共通仮設費率（%） ^(注4)																	
		P：直接工事費（千円）																	
	T：工期（か月）																		
直接工事費	1千万円以下	1千万円を超える																	
上限	4.33%	$5.78 \times P^{-0.0313}$																	
共通仮設費率	共通仮設費率算定式により算定された率																		
下限	3.25%	$4.34 \times P^{-0.0313}$																	
<p>別表一6 共通仮設費率（改修建築工事）</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">共通仮設費率^(注1)</td> <td>$Kr = \text{Exp}(3.962 - 0.315 \times \log_e P + 0.531 \times \log_e T)$^(注2・3)</td> </tr> <tr> <td>Kr：共通仮設費率（%）^(注4)</td> </tr> <tr> <td>P：直接工事費（千円）</td> </tr> <tr> <td>T：工期（か月）</td> </tr> </table> <p>(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}(\)$は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。eは、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $3,000$（千円） $\leq P \leq 1,000,000$（千円） (注4) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	共通仮設費率 ^(注1)	$Kr = \text{Exp}(3.962 - 0.315 \times \log_e P + 0.531 \times \log_e T)$ ^(注2・3)	Kr：共通仮設費率（%） ^(注4)	P：直接工事費（千円）	T：工期（か月）	<p>別表一6 共通仮設費率（改修建築工事）</p> <table border="1"> <tr> <td>直接工事費</td> <td>5百万円以下</td> <td>5百万円を超える</td> </tr> <tr> <td>上限</td> <td>6.07%</td> <td>$11.74 \times P^{-0.0774}$</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費率</td> <td colspan="2">共通仮設費率算定式により算定された率</td> </tr> <tr> <td>下限</td> <td>3.59%</td> <td>$6.94 \times P^{-0.0774}$</td> </tr> </table> <p>算定式 $Kr = 18.03 \times P^{-0.2027} \times T^{0.4017}$ ただし、Kr：共通仮設費率（%） P：直接工事費（千円）とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う T：工期（か月） 注1 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2 Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	直接工事費	5百万円以下	5百万円を超える	上限	6.07%	$11.74 \times P^{-0.0774}$	共通仮設費率	共通仮設費率算定式により算定された率		下限	3.59%	$6.94 \times P^{-0.0774}$	<p>国交省改定に伴い 算定式変更</p>
共通仮設費率 ^(注1)		$Kr = \text{Exp}(3.962 - 0.315 \times \log_e P + 0.531 \times \log_e T)$ ^(注2・3)																	
		Kr：共通仮設費率（%） ^(注4)																	
		P：直接工事費（千円）																	
	T：工期（か月）																		
直接工事費	5百万円以下	5百万円を超える																	
上限	6.07%	$11.74 \times P^{-0.0774}$																	
共通仮設費率	共通仮設費率算定式により算定された率																		
下限	3.59%	$6.94 \times P^{-0.0774}$																	
<p>別表一7 共通仮設費率（新営電気設備工事）</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">共通仮設費率^(注1)</td> <td>$Kr = \text{Exp}(3.086 - 0.283 \times \log_e P + 0.673 \times \log_e T)$^(注2・3)</td> </tr> <tr> <td>Kr：共通仮設費率（%）^(注4)</td> </tr> <tr> <td>P：直接工事費（千円）</td> </tr> <tr> <td>T：工期（か月）</td> </tr> </table> <p>(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}(\)$は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。eは、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $10,000$（千円） $\leq P \leq 1,000,000$（千円） (注4) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	共通仮設費率 ^(注1)	$Kr = \text{Exp}(3.086 - 0.283 \times \log_e P + 0.673 \times \log_e T)$ ^(注2・3)	Kr：共通仮設費率（%） ^(注4)	P：直接工事費（千円）	T：工期（か月）	<p>別表一7 共通仮設費率（新営電気設備工事）</p> <table border="1"> <tr> <td>直接工事費</td> <td>5百万円以下</td> <td>5百万円を超える</td> </tr> <tr> <td>上限</td> <td>7.19%</td> <td>$16.73 \times P^{-0.0992}$</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費率</td> <td colspan="2">共通仮設費率算定式により算定された率</td> </tr> <tr> <td>下限</td> <td>3.90%</td> <td>$9.08 \times P^{-0.0992}$</td> </tr> </table> <p>算定式 $Kr = 22.89 \times P^{-0.2462} \times T^{0.4100}$ ただし、Kr：共通仮設費率（%） P：直接工事費（千円）とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う T：工期（か月） 注1 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2 Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	直接工事費	5百万円以下	5百万円を超える	上限	7.19%	$16.73 \times P^{-0.0992}$	共通仮設費率	共通仮設費率算定式により算定された率		下限	3.90%	$9.08 \times P^{-0.0992}$	<p>国交省改定に伴い 算定式変更</p>
共通仮設費率 ^(注1)		$Kr = \text{Exp}(3.086 - 0.283 \times \log_e P + 0.673 \times \log_e T)$ ^(注2・3)																	
		Kr：共通仮設費率（%） ^(注4)																	
		P：直接工事費（千円）																	
	T：工期（か月）																		
直接工事費	5百万円以下	5百万円を超える																	
上限	7.19%	$16.73 \times P^{-0.0992}$																	
共通仮設費率	共通仮設費率算定式により算定された率																		
下限	3.90%	$9.08 \times P^{-0.0992}$																	

新

旧

備考

<p>別表－8 共通仮設費率（改修電気設備工事）</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">共通仮設費率^(注1)</td> <td>$Kr = \text{Exp}(1.751 - 0.119 \times \log_e P + 0.393 \times \log_e T)$^(注2・3)</td> </tr> <tr> <td>Kr：共通仮設費率（％）^(注4)</td> </tr> <tr> <td>P：直接工事費（千円）</td> </tr> <tr> <td>T：工期（か月）</td> </tr> </table> <p>(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$は、指数関数$e^{(\quad)}$を表す。eは、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $3,000$（千円）$\leq P \leq 1,000,000$（千円） (注4) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	共通仮設費率 ^(注1)	$Kr = \text{Exp}(1.751 - 0.119 \times \log_e P + 0.393 \times \log_e T)$ ^(注2・3)	Kr ：共通仮設費率（％） ^(注4)	P ：直接工事費（千円）	T ：工期（か月）	<p>別表－8 共通仮設費率（改修電気設備工事）</p> <table border="1"> <tr> <td>直接工事費</td> <td>3百万円以下</td> <td>3百万円を超える</td> </tr> <tr> <td>上限</td> <td>5.21%</td> <td>$8.47 \times P^{-0.0608}$</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費率</td> <td colspan="2">共通仮設費率算定式により算定された率</td> </tr> <tr> <td>下限</td> <td>1.91%</td> <td>$3.10 \times P^{-0.0608}$</td> </tr> </table> <p>算定式 $Kr = 10.15 \times P^{-0.2462} \times T^{0.6929}$ ただし、Kr：共通仮設費率（％） P：直接工事費（千円）とし、3百万円以下の場合は、3百万円として扱う T：工期（か月） 注1 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2 Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	直接工事費	3百万円以下	3百万円を超える	上限	5.21%	$8.47 \times P^{-0.0608}$	共通仮設費率	共通仮設費率算定式により算定された率		下限	1.91%	$3.10 \times P^{-0.0608}$	<p>国交省改定に伴い 算定式変更</p>
共通仮設費率 ^(注1)		$Kr = \text{Exp}(1.751 - 0.119 \times \log_e P + 0.393 \times \log_e T)$ ^(注2・3)																	
		Kr ：共通仮設費率（％） ^(注4)																	
		P ：直接工事費（千円）																	
	T ：工期（か月）																		
直接工事費	3百万円以下	3百万円を超える																	
上限	5.21%	$8.47 \times P^{-0.0608}$																	
共通仮設費率	共通仮設費率算定式により算定された率																		
下限	1.91%	$3.10 \times P^{-0.0608}$																	
<p>別表－9 共通仮設費率（新営機械設備工事）</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">共通仮設費率^(注1)</td> <td>$Kr = \text{Exp}(2.173 - 0.178 \times \log_e P + 0.481 \times \log_e T)$^(注2・3)</td> </tr> <tr> <td>Kr：共通仮設費率（％）^(注4)</td> </tr> <tr> <td>P：直接工事費（千円）</td> </tr> <tr> <td>T：工期（か月）</td> </tr> </table> <p>(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$は、指数関数$e^{(\quad)}$を表す。eは、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $10,000$（千円）$\leq P \leq 1,000,000$（千円） (注4) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	共通仮設費率 ^(注1)	$Kr = \text{Exp}(2.173 - 0.178 \times \log_e P + 0.481 \times \log_e T)$ ^(注2・3)	Kr ：共通仮設費率（％） ^(注4)	P ：直接工事費（千円）	T ：工期（か月）	<p>別表－9 共通仮設費率（新営機械設備工事）</p> <table border="1"> <tr> <td>直接工事費</td> <td>5百万円以下</td> <td>5百万円を超える</td> </tr> <tr> <td>上限</td> <td>5.51%</td> <td>$12.40 \times P^{-0.0952}$</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費率</td> <td colspan="2">共通仮設費率算定式により算定された率</td> </tr> <tr> <td>下限</td> <td>4.86%</td> <td>$10.94 \times P^{-0.0952}$</td> </tr> </table> <p>算定式 $Kr = 12.15 \times P^{-0.1186} \times T^{0.0882}$ ただし、Kr：共通仮設費率（％） P：直接工事費（千円）とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う T：工期（か月） 注1 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2 Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	直接工事費	5百万円以下	5百万円を超える	上限	5.51%	$12.40 \times P^{-0.0952}$	共通仮設費率	共通仮設費率算定式により算定された率		下限	4.86%	$10.94 \times P^{-0.0952}$	<p>国交省改定に伴い 算定式変更</p>
共通仮設費率 ^(注1)		$Kr = \text{Exp}(2.173 - 0.178 \times \log_e P + 0.481 \times \log_e T)$ ^(注2・3)																	
		Kr ：共通仮設費率（％） ^(注4)																	
		P ：直接工事費（千円）																	
	T ：工期（か月）																		
直接工事費	5百万円以下	5百万円を超える																	
上限	5.51%	$12.40 \times P^{-0.0952}$																	
共通仮設費率	共通仮設費率算定式により算定された率																		
下限	4.86%	$10.94 \times P^{-0.0952}$																	
<p>別表－10 共通仮設費率（改修機械設備工事）</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">共通仮設費率^(注1)</td> <td>$Kr = \text{Exp}(2.478 - 0.173 \times \log_e P + 0.383 \times \log_e T)$^(注2・3)</td> </tr> <tr> <td>Kr：共通仮設費率（％）^(注4)</td> </tr> <tr> <td>P：直接工事費（千円）</td> </tr> <tr> <td>T：工期（か月）</td> </tr> </table> <p>(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$は、指数関数$e^{(\quad)}$を表す。eは、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $3,000$（千円）$\leq P \leq 1,000,000$（千円） (注4) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	共通仮設費率 ^(注1)	$Kr = \text{Exp}(2.478 - 0.173 \times \log_e P + 0.383 \times \log_e T)$ ^(注2・3)	Kr ：共通仮設費率（％） ^(注4)	P ：直接工事費（千円）	T ：工期（か月）	<p>別表－10 共通仮設費率（改修機械設備工事）</p> <table border="1"> <tr> <td>直接工事費</td> <td>3百万円以下</td> <td>3百万円を超える</td> </tr> <tr> <td>上限</td> <td>4.96%</td> <td>$7.02 \times P^{-0.0433}$</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費率</td> <td colspan="2">共通仮設費率算定式により算定された率</td> </tr> <tr> <td>下限</td> <td>1.73%</td> <td>$2.44 \times P^{-0.0433}$</td> </tr> </table> <p>算定式 $Kr = 12.21 \times P^{-0.2596} \times T^{0.6874}$ ただし、Kr：共通仮設費率（％） P：直接工事費（千円）とし、3百万円以下の場合は、3百万円として扱う T：工期（か月） 注1 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2 Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	直接工事費	3百万円以下	3百万円を超える	上限	4.96%	$7.02 \times P^{-0.0433}$	共通仮設費率	共通仮設費率算定式により算定された率		下限	1.73%	$2.44 \times P^{-0.0433}$	<p>国交省改定に伴い 算定式変更</p>
共通仮設費率 ^(注1)		$Kr = \text{Exp}(2.478 - 0.173 \times \log_e P + 0.383 \times \log_e T)$ ^(注2・3)																	
		Kr ：共通仮設費率（％） ^(注4)																	
		P ：直接工事費（千円）																	
	T ：工期（か月）																		
直接工事費	3百万円以下	3百万円を超える																	
上限	4.96%	$7.02 \times P^{-0.0433}$																	
共通仮設費率	共通仮設費率算定式により算定された率																		
下限	1.73%	$2.44 \times P^{-0.0433}$																	

新

旧

備考

<p>別表-11 共通仮設費率（昇降機設備工事）</p> <table border="1"> <tr> <td>共通仮設費率^(注1)</td> <td>$Kr = \text{Exp}(4.577 - 0.323 \times \log_e P)$^(注2・3)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Kr : 共通仮設費率 (%) ^(注4)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>P : 直接工事費 (千円)</td> </tr> </table> <p>(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$は、指数関数$e^{(\quad)}$を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 5,000(千円) $\leq P \leq$ 500,000(千円) (注4) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	共通仮設費率 ^(注1)	$Kr = \text{Exp}(4.577 - 0.323 \times \log_e P)$ ^(注2・3)		Kr : 共通仮設費率 (%) ^(注4)		P : 直接工事費 (千円)	<p>別表-11 共通仮設費率（昇降機設備工事）</p> <table border="1"> <tr> <td>直接工事費</td> <td>1千万円以下</td> <td>1千万円を超え 5億円以下</td> <td>5億円を超える</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費率</td> <td>3.08%</td> <td>共通仮設費率算定式により算定された率</td> <td>2.07%</td> </tr> </table> <p>算定式 $Kr = 7.89 \times P^{-0.1021}$ ただし、Kr : 共通仮設費率 (%) P : 直接工事費 (千円) 注1 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2 Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	直接工事費	1千万円以下	1千万円を超え 5億円以下	5億円を超える	共通仮設費率	3.08%	共通仮設費率算定式により算定された率	2.07%	<p>国交省改定に伴い 算定式変更</p>						
共通仮設費率 ^(注1)	$Kr = \text{Exp}(4.577 - 0.323 \times \log_e P)$ ^(注2・3)																					
	Kr : 共通仮設費率 (%) ^(注4)																					
	P : 直接工事費 (千円)																					
直接工事費	1千万円以下	1千万円を超え 5億円以下	5億円を超える																			
共通仮設費率	3.08%	共通仮設費率算定式により算定された率	2.07%																			
<p>別表-12 現場管理費率（新営建築工事）</p> <table border="1"> <tr> <td>現場管理費率^(注1)</td> <td>$Jo = \text{Exp}(5.899 - 0.447 \times \log_e Np + 0.831 \times \log_e T)$^(注2・3)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Jo : 現場管理費率 (%) ^(注4)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Np : 純工事費 (千円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>T : 工期 (か月)</td> </tr> </table> <p>(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$は、指数関数$e^{(\quad)}$を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) Npが以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 10,000(千円) $\leq Np \leq$ 5,000,000(千円) (注4) Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	現場管理費率 ^(注1)	$Jo = \text{Exp}(5.899 - 0.447 \times \log_e Np + 0.831 \times \log_e T)$ ^(注2・3)		Jo : 現場管理費率 (%) ^(注4)		Np : 純工事費 (千円)		T : 工期 (か月)	<p>別表-12 現場管理費率（新営建築工事）</p> <table border="1"> <tr> <td>純工事費</td> <td>1千万円以下</td> <td>1千万円を超える</td> </tr> <tr> <td>現場管理費率</td> <td>上限 20.13%</td> <td>75.97 $\times Np^{-0.1442}$</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">現場管理費率算定式により算定された率</td> </tr> <tr> <td></td> <td>下限 10.01%</td> <td>37.76 $\times Np^{-0.1442}$</td> </tr> </table> <p>算定式 $Jo = 151.08 \times Np^{-0.3396} \times T^{0.5860}$ ただし、Jo : 現場管理費率 (%) Np : 純工事費 (千円)とし、1千万円以下の場合、1千万円として扱う T : 工期 (か月) 注1 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2 Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	純工事費	1千万円以下	1千万円を超える	現場管理費率	上限 20.13%	75.97 $\times Np^{-0.1442}$		現場管理費率算定式により算定された率			下限 10.01%	37.76 $\times Np^{-0.1442}$	<p>国交省改定に伴い 算定式変更</p>
現場管理費率 ^(注1)	$Jo = \text{Exp}(5.899 - 0.447 \times \log_e Np + 0.831 \times \log_e T)$ ^(注2・3)																					
	Jo : 現場管理費率 (%) ^(注4)																					
	Np : 純工事費 (千円)																					
	T : 工期 (か月)																					
純工事費	1千万円以下	1千万円を超える																				
現場管理費率	上限 20.13%	75.97 $\times Np^{-0.1442}$																				
	現場管理費率算定式により算定された率																					
	下限 10.01%	37.76 $\times Np^{-0.1442}$																				
<p>別表-13 現場管理費率（改修建築工事）</p> <table border="1"> <tr> <td>現場管理費率^(注1)</td> <td>$Jo = \text{Exp}(7.079 - 0.538 \times \log_e Np + 0.773 \times \log_e T)$^(注2・3)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Jo : 現場管理費率 (%) ^(注4)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Np : 純工事費 (千円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>T : 工期 (か月)</td> </tr> </table> <p>(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$は、指数関数$e^{(\quad)}$を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) Npが以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 3,000(千円) $\leq Np \leq$ 1,000,000(千円) (注4) Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	現場管理費率 ^(注1)	$Jo = \text{Exp}(7.079 - 0.538 \times \log_e Np + 0.773 \times \log_e T)$ ^(注2・3)		Jo : 現場管理費率 (%) ^(注4)		Np : 純工事費 (千円)		T : 工期 (か月)	<p>別表-13 現場管理費率（改修建築工事）</p> <table border="1"> <tr> <td>純工事費</td> <td>5百万円以下</td> <td>5百万円を超える</td> </tr> <tr> <td>現場管理費率</td> <td>上限 26.86%</td> <td>184.58 $\times Np^{-0.2263}$</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">現場管理費率算定式により算定された率</td> </tr> <tr> <td></td> <td>下限 12.70%</td> <td>87.29 $\times Np^{-0.2263}$</td> </tr> </table> <p>算定式 $Jo = 356.20 \times Np^{-0.4085} \times T^{0.5766}$ ただし、Jo : 現場管理費率 (%) Np : 純工事費 (千円)とし、5百万円以下の場合、5百万円として扱う T : 工期 (か月) 注1 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2 Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	純工事費	5百万円以下	5百万円を超える	現場管理費率	上限 26.86%	184.58 $\times Np^{-0.2263}$		現場管理費率算定式により算定された率			下限 12.70%	87.29 $\times Np^{-0.2263}$	<p>国交省改定に伴い 算定式変更</p>
現場管理費率 ^(注1)	$Jo = \text{Exp}(7.079 - 0.538 \times \log_e Np + 0.773 \times \log_e T)$ ^(注2・3)																					
	Jo : 現場管理費率 (%) ^(注4)																					
	Np : 純工事費 (千円)																					
	T : 工期 (か月)																					
純工事費	5百万円以下	5百万円を超える																				
現場管理費率	上限 26.86%	184.58 $\times Np^{-0.2263}$																				
	現場管理費率算定式により算定された率																					
	下限 12.70%	87.29 $\times Np^{-0.2263}$																				

新

旧

備考

別表-14 現場管理費率（新営電気設備工事）

現場管理費率 ^(注1)	$J_o = \text{Exp}(5.961 - 0.387 \times \log_e N_p + 0.629 \times \log_e T)$ ^(注2・3)
	J_o : 現場管理費率 (%) ^(注4)
	N_p : 純工事費 (千円)
	T : 工期 (か月)

(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。
 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^{(\quad)}$ を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。
 (注3) N_p が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。
 $10,000$ (千円) $\leq N_p \leq 1,000,000$ (千円)
 (注4) J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-14 現場管理費率（新営電気設備工事）

純工事費	5百万円以下	5百万円を超える	
現場管理費率	上限	38.60%	$263.03 \times N_p^{-0.2253}$
	下限	22.91%	$156.07 \times N_p^{-0.2253}$

現場管理費率 現場管理費率算定式により算定された率

算定式
 $J_o = 351.48 \times N_p^{-0.3528} \times T^{0.3524}$
 ただし、 J_o :現場管理費率(%)
 N_p :純工事費(千円)とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う
 T :工期(か月)

注1 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。
 注2 J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

国交省改定に伴い
算定式変更

別表-15 現場管理費率（改修電気設備工事）

現場管理費率 ^(注1)	$J_o = \text{Exp}(6.038 - 0.431 \times \log_e N_p + 0.736 \times \log_e T)$ ^(注2・3)
	J_o : 現場管理費率 (%) ^(注4)
	N_p : 純工事費 (千円)
	T : 工期 (か月)

(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。
 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^{(\quad)}$ を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。
 (注3) N_p が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。
 $3,000$ (千円) $\leq N_p \leq 1,000,000$ (千円)
 (注4) J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-15 現場管理費率（改修電気設備工事）

純工事費	3百万円以下	3百万円を超える	
現場管理費率	上限	50.37%	$530.68 \times N_p^{-0.2941}$
	下限	17.67%	$186.18 \times N_p^{-0.2941}$

現場管理費率 現場管理費率算定式により算定された率

算定式
 $J_o = 658.42 \times N_p^{-0.4896} \times T^{0.7247}$
 ただし、 J_o :現場管理費率(%)
 N_p :純工事費(千円)とし、3百万円以下の場合は、3百万円として扱う
 T :工期(か月)

注1 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。
 注2 J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

国交省改定に伴い
算定式変更

別表-16 現場管理費率（新営機械設備工事）

現場管理費率 ^(注1)	$J_o = \text{Exp}(4.723 - 0.252 \times \log_e N_p + 0.428 \times \log_e T)$ ^(注2・3)
	J_o : 現場管理費率 (%) ^(注4)
	N_p : 純工事費 (千円)
	T : 工期 (か月)

(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。
 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^{(\quad)}$ を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。
 (注3) N_p が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。
 $10,000$ (千円) $\leq N_p \leq 1,000,000$ (千円)
 (注4) J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-16 現場管理費率（新営機械設備工事）

純工事費	5百万円以下	5百万円を超える	
現場管理費率	上限	31.23%	$165.22 \times N_p^{-0.1956}$
	下限	17.14%	$90.67 \times N_p^{-0.1956}$

現場管理費率 現場管理費率算定式により算定された率

算定式
 $J_o = 152.72 \times N_p^{-0.3085} \times T^{0.4222}$
 ただし、 J_o :現場管理費率(%)
 N_p :純工事費(千円)とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う
 T :工期(か月)

注1 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。
 注2 J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

国交省改定に伴い
算定式変更

新

旧

備考

別表-17 現場管理費率（改修機械設備工事）				別表-17 現場管理費率（改修機械設備工事）				国交省改定に伴い 算定式変更											
$J_o = \text{Exp}(6.221 - 0.461 \times \log_e N_p + 0.800 \times \log_e T)$ $J_o : \text{現場管理費率}(\%)$ $N_p : \text{純工事費}(\text{千円})$ $T : \text{工期}(\text{か月})$ <p>(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) Exp()は、指数関数 $e^{(\quad)}$ を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) N_pが以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $3,000(\text{千円}) \leq N_p \leq 1,000,000(\text{千円})$ (注4) J_oの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>				<table border="1"> <tr> <td>純工事費</td> <td>3百万円以下</td> <td>3百万円を超える</td> </tr> <tr> <td>現場管理費率</td> <td>上限 42.07%</td> <td>467.95×$N_p^{-0.3009}$</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">現場管理費率算定式により算定された率</td> </tr> <tr> <td></td> <td>下限 15.25%</td> <td>169.65×$N_p^{-0.3009}$</td> </tr> </table> <p>算定式 $J_o = 825.85 \times N_p^{-0.5122} \times T^{0.6648}$ ただし、J_o：現場管理費率(%) N_p：純工事費(千円)とし、3百万円以下の場合は、3百万円として扱う T：工期(か月) 注1 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2 J_oの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>					純工事費	3百万円以下	3百万円を超える	現場管理費率	上限 42.07%	467.95× $N_p^{-0.3009}$		現場管理費率算定式により算定された率			下限 15.25%
純工事費	3百万円以下	3百万円を超える																	
現場管理費率	上限 42.07%	467.95× $N_p^{-0.3009}$																	
	現場管理費率算定式により算定された率																		
	下限 15.25%	169.65× $N_p^{-0.3009}$																	
別表-18 現場管理費率（昇降機設備工事）				別表-18 現場管理費率（昇降機設備工事）				国交省改定に伴い 算定式変更											
$J_o = \text{Exp}(7.438 - 0.448 \times \log_e N_p)$ $J_o : \text{現場管理費率}(\%)$ $N_p : \text{純工事費}(\text{千円})$ <p>(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) Exp()は、指数関数 $e^{(\quad)}$ を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) N_pが以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $5,000(\text{千円}) \leq N_p \leq 500,000(\text{千円})$ (注4) J_oの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>				<table border="1"> <tr> <td>純工事費</td> <td>1千万円以下</td> <td>1千万円を超え 5億円以下</td> <td>5億円を超える</td> </tr> <tr> <td>現場管理費率</td> <td>3.98%</td> <td>現場管理費率算定式により</td> <td>2.26%</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">算定された率</td> </tr> </table> <p>算定式 $J_o = 15.10 \times N_p^{-0.1449}$ ただし、J_o：現場管理費率(%) N_p：純工事費(千円) 注1 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2 J_oの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>					純工事費	1千万円以下	1千万円を超え 5億円以下	5億円を超える	現場管理費率	3.98%	現場管理費率算定式により	2.26%		算定された率	
純工事費	1千万円以下	1千万円を超え 5億円以下	5億円を超える																
現場管理費率	3.98%	現場管理費率算定式により	2.26%																
	算定された率																		
別表-19 一般管理費等率（建築工事）				別表-19 一般管理費等率（建築工事）				国交省改定に伴い 算定式修正											
工事原価	5百万円以下	5百万円を超え 30億円以下	30億円を超える	工事原価	5百万円以下	5百万円を超え 30億円以下	30億円を超える												
一般管理費等率	17.24%	一般管理費等率算定式により 算定された率	8.43%	一般管理費等率	17.24%	一般管理費等率算定式により 算定された率	8.43%												
<p>算定式 $G_p = 28.978 - 3.173 \times \log_{10}(C_p)$ ただし、G_p：一般管理費等率(%) C_p：工事原価(千円) 注1 G_pの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>				<p>算定式 $G_p = 28.978 - 3.173 \times \log(C_p)$ ただし、G_p：一般管理費等率(%) C_p：工事原価(千円) 注1 G_pの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>															

新

旧

備考

別表-20 一般管理費等率（電気設備工事）				別表-20 一般管理費等率（電気設備工事）				国交省改定に伴い 算定式修正
工 事 原 価	3百万円以下	3百万円を超え 20億円以下	20億円を超える	工 事 原 価	3百万円以下	3百万円を超え 20億円以下	20億円を超える	
一般管理費等率	17.49%	一般管理費等率算定式により 算定された率	8.06%	一般管理費等率	17.49%	一般管理費等率算定式により 算定された率	8.06%	
算定式 Gp=29.102-3.340×log ₁₀ (Cp) ただし、Gp：一般管理費等率(%) Cp：工事原価(千円) 注1 Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。				算定式 Gp=29.102-3.340×log(Cp) ただし、Gp：一般管理費等率(%) Cp：工事原価(千円) 注1 Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。				
別表-21 一般管理費等率（機械設備工事、昇降機設備工事）				別表-21 一般管理費等率（機械設備工事、昇降機設備工事）				国交省改定に伴い 算定式修正
工 事 原 価	3百万円以下	3百万円を超え 20億円以下	20億円を超える	工 事 原 価	3百万円以下	3百万円を超え 20億円以下	20億円を超える	
一般管理費等率	16.68%	一般管理費等率算定式により 算定された率	8.07%	一般管理費等率	16.68%	一般管理費等率算定式により 算定された率	8.07%	
算定式 Gp=27.283-3.049×log ₁₀ (Cp) ただし、Gp：一般管理費等率(%) Cp：工事原価(千円) 注1 Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。				算定式 Gp=27.283-3.049×log(Cp) ただし、Gp：一般管理費等率(%) Cp：工事原価(千円) 注1 Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。				
(削 除)				別表-22 その他工事として取り扱う工事				その他工事廃止に 伴い削除
				その他工事として取り扱う工事				
				特殊な室内装備品（家具、書架及び実験台の類）工事		造園工事		
				舗装工事		取り壊し工事		
				電波障害防除設備工事		さく井設備工事		
				特殊空調設備		循環ろ過設備		
				排水処理設備		ごみ処理設備		
				搬送設備		機械式駐車設備工事		
				特殊ガス設備工事等		実験機器設備		
				医療器具設備		—		